

○宮崎大学医学部附属病院 I V Rセンター規程

〔平成30年9月19日〕  
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院規程（以下「病院規程」という。）第14条の規定に基づき、画像下治療（Interventional Radiology；I V R）を推進するため設置する、宮崎大学医学部附属病院 I V Rセンター（以下「I V Rセンター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 I V Rセンターは、次の各号に掲げる業務を行うことを目的とする。

- (1) 高度な低侵襲治療に関すること。
- (2) 高度な低侵襲治療の教育及び研究に関すること。
- (3) 高度な低侵襲治療から得られた情報の整理及び利用に関すること。
- (4) 放射線部血管撮影室の有効活用に関すること。
- (5) その他低侵襲治療に関すること。

(I V Rセンター長及びI V Rセンター副センター長)

第3条 I V Rセンター長及びI V Rセンター副センター長は、病院規程第9条第4項の規定に基づき、病院長が任命する。

(職員)

第4条 I V Rセンターに、病院規程第9条第2項に規定するもののほか、次の各号に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 教員及び医員（医員（研修医）を含む。）
- (2) 診療放射線技師
- (3) 看護職員
- (4) その他の職員

(運営委員会)

第5条 I V Rセンターに、I V Rセンターの運営に関する事項を審議するため、I V Rセンター運営委員会を置く。

2 I V Rセンター運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、I V Rセンターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。